

事業者排出量削減計画書

(宛 先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成23年9月23日					
京都市南区西九条森本町65番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 洛陽交運株式会社 取締役社長 桑田 昌宏 電話 075 - 691 - 8104					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業						
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に平成25年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	社長を統括環境保全管理者とする環境保全活動推進部を設置し、環境保全に向けた実施計画を推進する。平成18年7月20日にグリーン経営認証取得						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,022.9 トン	4,916.2 トン	4,867.4 トン	4,842.0 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,139.9 トン	4,916.2 トン	4,867.4 トン	4,842.0 トン	-5.2 パーセント	
目標の根拠		7代トヨタステップ車両を随時購入・全従業員への環境教育・エコドライブの実践・法定点検項目に加えて、環境項目での車両点検を行う。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	営業車	事業活動に伴う排出の量 (走行キロ÷10,000)	2.93	2.90	2.80	2.70	-3.45 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		7代トヨタステップ車両を随時購入・エコドライブの実践・環境項目での車両点検・GPS配車による効率的な走行を行う。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		66.0 トン	100.0 トン	100.0 トン	100.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	エアコン管理記録を作る。使用頻度が高い照明を高効率なものに換える。適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	管理台帳の作成、及びエネルギー使用量把握の準備。適正な運転管理に努める。					
	(25)年度	管理台帳、エネルギー使用量の管理					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤上限6千円、電車バス通勤上限1万5千円、徒歩、自転車は不支給だった通勤手当を、電車バス通勤上限1万5千円、その他は距離に応じ、上限6千円に変更した。					
	上記の措置を採用する理由	自動車通勤から徒歩、自転車通勤への変更を促すため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	全従業員が京エコドライブ宣言に登録し、エコドライブを推進している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。